

この資料の内容は検討
段階のものであり確定し
たものではありません。

関内地区都市景観協議地区（案）

横浜市都市整備局

— 目 次 —

第 1 都市景観協議地区の名称	p1
第 2 都市景観協議地区の位置及び区域	p1
第 3 魅力ある都市景観を創造するための方針	p1
1 関内地区全域の方針	
2 地区別の方針	
第 4 都市景観形成行為	p2
第 5 特定都市景観形成行為	p3
第 6 行為指針	p3
1 関内地区全域の行為指針	
2 地区別の行為指針	

第1 都市景観協議地区の名称

関内地区都市景観協議地区

第2 都市景観協議地区の位置及び区域

計画図に示す区域とする。

第3 魅力ある都市景観を創造するための方針

1 関内地区全域の方針

関内地区では、歴史・文化を保全・活用し、業務・商業機能を中心としながら、文化芸術創造活動など多機能が複合する多彩な都市活動が行われている。

馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、横浜市主導によるまちづくりとともに、地元のまちづくり組織との協働による、様々な魅力づくりの取組が図られてきた。また、開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区の街並みに欠かせないものとなっている。

このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。

- (I) わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。
- (II) 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る。
- (III) 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。
- (IV) 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。

2 地区別の方針

関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。

(1) 山下町特定地区

開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を活かし、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロントとしての山下公園通りの街並みや、関内地区の居留地としての歴史を物語る本町通りや横浜中華街などの個性豊かで賑わいのある街並みを形成する。

(2) 馬車道周辺特定地区

開港以来の馬車道の歴史や文化を物語る資源を大切にし、個性的でゆとりと賑わいのある街並みを形成する。

(3) 日本大通り特定地区

開港の歴史を象徴した、横浜を代表する格調の高い歴史的景観と港への開放的な通景空間を形成し、横浜の顔にふさわしい業務、観光・文化機能の集積を推進する。

(4) 市庁舎前面特定地区

関内地区の玄関口として、市庁舎やくすのき広場と調和した街並みとゆとりある空間を形成する。

(5) 北仲通り北準特定地区

港町の歴史を伝える歴史的景観を活かし、関内地区とみなとみらい 21 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

(6) 北仲通り南準特定地区

関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい 21 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区

開港の歴史を伝える波止場としての歴史的景観と大さん橋埠頭の横浜の玄関口としてふさわしい景観を形成する。

(8) 海岸通り準特定地区

港町として栄えた歴史を伝える歴史的建造物と調和した落ち着きのある景観を形成する。

(9) 関内中央準特定地区

関内地区の中心地として飲食店などの賑わいを形成し、他の地区にはない個性的な街並みを形成する。

(10) 吉浜町周辺準特定地区

関内地区の玄関口としての魅力ある景観を創出し、山手の丘などからの魅力ある眺望景観を形成する。

(11) 関内駅前準特定地区

関内地区の玄関口としての活気と賑わいのある景観を創出し、ゆとりある空間を形成する。

(12) 関内西準特定地区

関内地区の玄関口としての活気と賑わいのある景観を創出しつつ、大岡川と調和した街並みを形成する。

(13) 山下公園

港に面した臨海公園という性格と、山下公園通りと接するなど歴史的景観を有する特徴を生かし、市民に親しまれる良好な景観を形成する公園とする。

(14) 横浜公園

開港当時からの歴史と、日本大通りに隣接する関内地区の中心という立地を生かして、横浜を代表する良好な景観を形成する公園とする。

第4 都市景観形成行為

次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築及び改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 平方メートル以上のもの
- (3) 屋上看板、壁面看板、そで看板又は広告塔及び広告板の屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置

第5 特定都市景観形成行為

次に掲げる行為を特定都市景観形成行為とする。

- (1) 高さが 45m を超える建築物の新築又は移転
- (2) 建築物の高さが 45m を超える部分の増築又は改築（外観の変更を伴わないものは除く。）若しくは外観を変更することとなる修繕又は模様替え若しくは色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 平方メートル以上のもの

第6 行為指針

1 関内地区全域の行為指針

- (1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。

- ア ゆとりある歩行者空間の創出

- (ア) 壁面後退が規定されている敷地では、ゆとりある歩行者空間を創出するため、歩道状空地を設ける。ただし、馬車道に面する敷地は広場状空地とすることができる。

- (イ) 交差点に接する角地においては、ゆとりある歩行者空間を整備する。

- イ 歩行者空間のしつらえの工夫

- (ア) 歩道状空地の隣地境界部では連続性を確保する。

- (イ) 歩道状空地を歩道等と一緒に利用できるしつらえとする。

- (ウ) 歩道状空地を歩道と一緒にデザインする。

- (2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。

- ア 都市景観協議地区図 2 に示す「歩行者ネットワーク街路」に面する建築物における、低層部のしつらえの工夫による賑わいの創出

- (ア) 「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面する建築物の低層部や空地には、通りの賑わいを創出するため、楽しい活動や多様な機能を配置する。特に「商業のネットワーク街路」に面する敷地の場合は、積極的に賑わいを形成する。

- (イ) 「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面する建築物の低層部に楽しい活動や多様な機能を配置する場合は、室内の様子がうかがえる形態意匠とする。

- (ウ) 建築物の前面の空間が利用されるよう、低層部と外構をデザインする。

- イ 「歩行者ネットワーク街路」に面する敷地における、特に配慮が必要な要素の配置やデザイン

- (ア) 住宅用途を設ける場合は、通りの賑わいを分断しないよう、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。

- (イ) 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないよう、配置、デザインを工夫する。

- (ウ) 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。

- (エ) 商業・業務用途を設ける場合は、短時間利用のための駐輪スペースを確保し、通りの賑わいや通行を阻害しないように配置、デザインする。

(3) 人々に交流を促す快適な広場状空地を創出する。

ア 誰でも気軽に利用できる場の提供

- (ア) 都市景観協議地区図3に示す「広場状空地の設置が求められる位置」には、人々が滞留できるよう広場状空地を配置し、低層部や外構をデザインする。
- (イ) 交差点に接する角地には、ゆとりある空間を創出する。
- (ウ) 街角には休み、憩える場を創出する。
- (エ) 歴史的建造物や港などを望める位置には、憩える場を創出する。
- (オ) 屋内外の広場状空地には、モニュメントなどを展示する。

イ 敷地内での新しい回遊ルートの創出

- (ア) 敷地内や屋内に、通り抜けができる敷地内空地を創出し、新しい回遊ルートを創造する。

ウ バス停などの付近におけるゆとりある空間の創出

- (ア) バス停や鉄道駅付近の敷地には、広場状空地を整備し、ゆとりある空間を創出する。

(4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。

ア 敷地内の緑化

- (ア) 街路樹などの公共空間の緑を補完し、多様なスケールの緑を創出する。

- (イ) 通りの演出として、店先、壁面や屋上の緑化を心がける。

イ 水際の親水性の向上

- (ア) 都市景観協議地区図3に示す「水際の親水性が求められる部分」では、親水性が向上するよう工夫する。

(5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。

ア 関内地区らしい街並みの継承による親密な空間の創出

- (ア) 街並みの連続性を創出するよう、建築物の31m以下の部分のデザインを工夫する。

- (イ) 歩行者が親しみを持てる空間を創出するため、建築物の低層部と中低層部のファサードを分節する。

- (ウ) 関内地区の街並みに調和する色彩を用いる。

- (エ) 関内地区らしい街並みを維持・創出するため、既存の建築物をリフォームして使い続ける。

- (オ) 壁面に取り付ける照明器具は、適度な光量とし、落ち着いた照明となるよう工夫する。

イ 親密な空間の創出

- (ア) 日よけなどの備品の設置により、親密な空間を創出する。

- (イ) 多様な種類の植栽方法により、憩いの空間を創出する。

ウ 賑わいの連続性の創出

- (ア) 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないよう、配置、デザインを工夫する。

- (イ) 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。

- (ウ) 商業・業務用途を設ける場合は、短時間利用のための駐輪スペースを確保し、通りの賑わいや通行を阻害しないように配置、デザインする。

- (エ) 建築物の低層部には、通りに賑わいを創出するよう、楽しい活動や多様な機能を配置する。

- (オ) 建築物の低層部に商業用途を設ける場合は、室内の様子がうかがえるよう、デザインを工夫する。

- (カ) 建築物の前面の空間が利用されるよう、低層部と外構をデザインする。

エ 関内地区にふさわしい共同住宅の創出

- (ア) 住宅用途を設ける場合は、閑内地区の街並みに調和した都心型住宅を創る。
- (イ) 住宅用途を設ける場合は、賑わいを分断しないよう、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。
- (ウ) 高さが 31mを超える住宅用途の建築物は、圧迫感のない街並みを形成するため、中層部、高層部を塔状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。
- オ 都市景観協議地区図 4 に示す歴史的建造物や港への「見通し景観」の演出による通りの個性の創出
- (ア) 眺望対象への見通しを阻害しないよう建築物や工作物、植栽等を配置する。
- (イ) 眺望対象が引き立つような建築物のデザインとする。
- (ウ) 夜間の見通しを演出する。
- (エ) 見通し景観を魅力的に演出するよう、屋外広告物のデザインを工夫する。
- (オ) 歴史的建造物や港への見通しを楽しめるよう、本町通りの交差点付近の空間を創出する。
- (カ) 見通し景観を魅力的に演出するよう、街路や公園等の公共空間のデザインを工夫する。
- (6) ミナト横濱の歴史を大切にし、閑内地区の魅力・個性を伸ばす。
- ア 歴史的建造物の保全活用
- (ア) 歴史的建造物や土木遺構を保全し活用する。
- イ 歴史的建造物を引き立たせる工夫
- (ア) 歴史的建造物の敷地内に増築する場合は、歴史的建造物が引き立つよう、デザインを工夫する。
- (イ) 都市景観協議地区図 5 に示す「歴史的景観の形成を目指す部分」の建築物のデザインは、歴史的建造物と調和させる。
- (ウ) 歴史的建造物へのライトアップなどにより、街並みを演出する。
- ウ 開港の歴史の発信
- (ア) 敷地の持つ歴史や物語を表現する。
- (7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。
- ア 高さ 31mを超える建築物による歩行者への圧迫感の軽減
- (ア) 街並みにおける建築物の圧迫感を軽減するため、分節化するなど建築物の高層部のデザインを工夫する。
- イ 高さ 31mを超える建築物による眺望景観の演出
- (ア) 都市景観協議地区図 6 に示す「眺望の視点場」からの眺望を保全・創造するよう、建築物を配置する。
- (イ) 閑内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、建築物の頭頂部のデザインを工夫する。
- (ウ) 閑内地区の街並みに調和するよう、建築物の中層部、高層部のデザインを工夫する。
- (エ) 隣接する地区やゾーンとの高さ制限の差が大きい部分は、周辺の街並みに調和するよう配慮する。
- (オ) 高さが 31mを超える中層、高層の住宅用途の建築物は、圧迫感のない街並みを形成するため、中層部、高層部を塔状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。
- (8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的となるよう工夫する。
- ア 都市景観協議地区図 6 に示す眺望の視点場から望める位置にある敷地における建築物等の演出

- (ア) 眺望景観の魅力を高めるよう、建築物の高さや幅等のデザインを工夫する。
- (イ) 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。
- (ウ) 関内地区の街並みに調和するよう、建築物の中層部、高層部のデザインを工夫する。
- (エ) 秩序ある広告景観を創出する。

イ 都市景観協議地区図7に示す横浜三塔への魅力ある眺望景観の創出

- (ア) 前景エリアの建築物等は、眺望対象を望めるデザインを工夫する。
- (イ) 前景エリアの建築物等は、頭頂部のデザインを工夫する。
- (ウ) 前景エリアの建築物等は、港からの魅力的な眺望景観や歴史的景観に調和するデザインとする。
- (エ) 後景エリアの建築物等は、頭頂部のデザインを工夫する。
- (オ) 後景エリアの建築物等は、眺望対象が引き立つよう、デザインを工夫する。
- (カ) 後景エリアでは、横浜三塔への魅力的な眺望を形成するよう、秩序ある広告景観を形成する。

(9) 関内地区の新しい魅力を創造する。

ア 文化芸術創造活動の奨励

- (ア) 新たな用途を誘導したり、新しい空間価値を創造する。
- (イ) 文化・芸術・創造活動を行えるスペースを用意し、活用する。

イ 地区や通りごとの個性の創出

- (ア) 地区や通りごとに独自の景観を創造する。
- (イ) 地区や通りごとに独自の景観を創り出す活動を行う。

ウ 夜間景観の形成

- (ア) 都市景観協議地区図6に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観を魅力的に演出する。
- (イ) 都市景観協議地区図6に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観が魅力的になるよう、屋外広告物の照明をデザインする。
- (ウ) 夜間の横浜三塔への眺望景観を魅力的に演出する。
- (エ) 落ち着きのある夜間の街路景観を演出する。
- (オ) ライトアップを実施している周囲では、ライトアップと調和した照明環境を創出する。
- (カ) 夜間の賑わいを創出するよう、室内から漏れる光を意識して、ファサードのデザインを工夫する。
- (キ) 歩く楽しさを感じられる配置や配光とする。
- (ク) 広場状空地の特徴に応じて夜間照明のデザインを工夫する。
- (ケ) 水際の夜間景観を演出する。
- (コ) 自動販売機を設置する場合は、街並みとの調和に配慮し、照明は最小限にする。
- (サ) 地上駐車場には、落ち着いた照明を用いる。
- (シ) 夜間の広告景観を演出する。

(10) 秩序ある広告景観を形成する。

ア 良好的な景観、落ち着きのある街並みの創出

- (ア) 魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出する。
- (イ) 大きな音を出すなど、まちの雰囲気を壊さないようにする。

イ 魅力ある広告景観の創出

(ア) 質の高い広告景観を創造する。

2 地区別の行為指針

閑内地区全域の行為指針のほかに、計画図に示す地区ごとの方針は次のとおりとする。

(1) 山下町特定地区

ア 山下公園通りゾーン

(ア) 山下公園通りの個性であるレンガ調や御影石調などの重厚感のある街並みと、イチョウ並木に沿ったゆとりと品格のある空間を形成する。また、大さん橋通りに面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。

(イ) 集客性、公共性の高い機能の集積を図り、地区の拡張を高め活力と賑わいを創出する観光・文化、商業・業務の機能の導入を推進し、歴史的な街並みにふさわしい賑わいを創出する。

(ウ) 港からの品格のある眺望景観を形成する。

(エ) 山下公園通りは、山下公園や港、歴史ある格調高い街並み、イチョウ並木の豊かな緑に調和した街路空間を形成する。

(オ) 都市景観協議地区図4に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

(カ) 屋外広告物は、山下公園通りの歴史的景観を考慮し、山下公園から見た景観や通り沿いの景観、イチョウ並木、建物全体と調和したものとする。特に、山下公園通りに面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさとし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体とし、文字数や文字色を最小限にするなど、形態意匠に十分配慮したものとする。また、都市景観協議地区図4に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、見通し景観を阻害しない規模、位置、形態意匠とする。

イ 水町通り及び海岸教会通りゾーン

(ア) 公共性の高い機能が集積する山下公園通りと、事務所機能の集積を図る本町通り、歴史的な風格のある日本大通りなど特徴的な通りの間をつなぐゾーンとして、飲食店や専門店等を備えた機能の導入を推進し、人々の滞留・回遊と賑わいを創出する。

(イ) 敷地割が小さく路地的な雰囲気をかもし出す特徴を伸長し、道路空間を十分に活用した空間整備を図り、親密で賑わいのある街並みを形成する。また、大さん橋通りに面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。

(ウ) 中高層、高層の建築物は、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。

(エ) 都市景観協議地区図4に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

(オ) 屋外広告物は、当該ゾーンが山下公園通りゾーンに接するため、山下公園通りからの景観に配慮し、かつ、水町通り及び海岸教会通りの幅員規模や街並みに調和した規模、位置、デザインとする。また、都市景観協議地区図4に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、見通し景観を阻害しない規模、位置、デザインとする。

ウ 本町通りゾーン

- (ア) 関内地区の横方向の主軸として、歩道状空地や広場状空地を多く配置し、建築物の低層部にゆとりと賑わいのある空間と中低層、中層の建築物が連続した街並みを創出する。また、大さん橋通りに面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。
- (イ) 官公庁や事務所が多く立地する日本大通りとの結びつきを強め、関内地区の業務機能を向上させるため、事務所機能を充実させ、また、建築物の低層部を中心に商業・観光、文化芸術創造機能を強化する。
- (ウ) 港や山下公園へ抜ける見通し景観を演出し、水辺を身近に感じられる潤いのある環境を創出する。
- (エ) 中高層、高層の建築物は、港や山手の丘からの魅力と品格のある眺望景観を創出する。
- (オ) 都市景観協議地区図4に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- (カ) 屋外広告物は、関内地区の軸線となる本町通りの魅力ある景観を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインとする。また、都市景観協議地区図4に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、見通し景観を阻害しない規模、位置、デザインとする。
- エ 中華街中央ゾーン
- (ア) 横浜中華街独自の中国の文化を反映させた専門店が多く立ち並び、他の地域にはない異文化交流を体験でき、鮮烈な色彩や躍動感のある意匠の見られる横浜中華街独特の活気と賑わいのある街並みを形成する。
- (イ) 都市景観協議地区図8に示す「中華街賑わい形成街路」では、個性的で賑わいの溢れる賑わいのある機能の連続と集積を継承する。
- (ウ) 中高層の建築物は、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。
- (エ) 屋外広告物は、中華街中央ゾーンの魅力ある景観の演出を図り、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものとする。
- オ 中華街北辺ゾーン
- (ア) 強烈な個性と活気のある中華街中央ゾーンの街並みと融合し、路地的な雰囲気と賑わいの連続性を創出する。
- (イ) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を導入し、都市景観協議地区図8に示す「中華街賑わい形成街路」沿いでは、横浜中華街独自の中国の文化を反映させた専門店が立地する、活気と賑わいのある街並みを形成する。
- (ウ) 中高層の建築物は、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。
- (エ) 屋外広告物は、近接する中華街中央ゾーンと調和した、魅力ある景観の演出を図るものとする。
- カ 中華街南辺ゾーン
- (ア) 中華街中央ゾーンや元町の街並みと融合し、石川町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、連続した賑わいを創出する。
- (イ) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を導入し、都市景観協議地区図8に示す「中華街賑わい形成街路」沿いでは、中華街独自の中国の文化を反映させた専門店が立地する、活気と賑わいのある街並みを形成する。
- (ウ) 堀川や元町との関わりを強め、それらとの結節点としての役割を担うゾーンとして、空間を形成する。

- (エ) 中高層の建築物は、山手の丘や堀川の対岸からの品格のある眺望景観を創出する。
- (オ) 屋外広告物は、近接する中華街中央ゾーンと調和した、魅力ある景観の演出を図り、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものとする。
- キ 大さん橋通りゾーン
- (ア) 横浜公園や日本大通り特定地区に面するゾーンとして、賑わいの連続性を創出し、風格ある街並みを形成する。
- (イ) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を備えた街並みを形成する。
- (ウ) 中高層の建築物は、横浜公園や日本大通り特定地区、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。
- (エ) 屋外広告物は、横浜公園及び日本大通り特定地区的景観と調和した落ち着いたものとし、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものとする。

(2) 馬車道周辺特定地区

- ア 馬車道周辺特定地区の歴史的・文化的資源を大切にし、赤レンガをイメージする茶系や、白系、黒系を基調とする個性的で魅力ある街並みを形成する。
- イ 開港の歴史・文化を大切にするとともに 賑わいのある、人に優しいまちを創る。
- ウ 馬車道沿いの建築物の1・2階部分（その他の道路沿いでは1階部分）は、物販、飲食、サービス店舗等の賑わいのある機能の導入を推進する。業務型店舗（銀行、証券・保険会社等）、一般事務所及び住宅の機能は、馬車道沿いでは3階以上、その他の道路沿いでは2階以上に設ける。
- エ 歴史的・文化的資源を擁する馬車道周辺特定地区的街並みにふさわしくない機能の立地は避ける。（例：工場、流通倉庫、ガソリンスタンド、ワンルームマンション、風俗営業等の施設など）
- オ 文化芸術創造関連の機能の集積を図り、新たな文化を発信する。
- カ 中高層、高層の建築物は、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- キ 馬車道では、馬車道の個性を生かし、質の高い商店街にふさわしいゆとりある歩行者空間を有する街路空間を形成する。
- ク 都市景観協議地区図4に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- キ 屋外広告物は、開港の歴史と文化を伝える馬車道の街並みに調和したものとする。特に、馬車道に面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさとし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体とし、原色を用いず、文字数や文字色を最小限としたデザインとするなど、建築物やモールのデザインと調和した馬車道の個性に配慮したものとする。また、都市景観協議地区図4に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、見通し景観を阻害しない規模、位置、デザインとする。

(3) 日本大通り特定地区

- ア 広幅員の街路とイチョウ並木、開港の歴史を伝える歴史的建造物によって構成される横浜を代表する格調の高い空間と、御影石やスクランチタイルを基調とする歴史的景観に調和した街並みを形成する。また、開港広場や海岸教会に面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。
- イ 日本大通り沿いでは、ゆとりある街路空間と港への開放的な通景空間を形成する。
- ウ 日本大通り特定地区的格調及び来街者の利便性を高める業務機能や観光・文化機能の導入を

推進し、賑わいのある街並みを形成する。特に事務所、店舗、劇場、博物館、美術館、図書館、大学等の機能を積極的に導入する。

- エ 中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- オ 日本大通りでは、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みと、イチョウ並木の豊かな緑に調和した街路空間を形成する。
- カ 屋外広告物は、日本大通り特定地区の歴史的景観を考慮し、港から見た景観や日本大通り沿いの景観、イチョウ並木、建物全体と調和したものとする。特に、日本大通りに面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさとし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体とし、文字数や文字色を最小限にするなど、デザインに十分配慮したものとする。また、三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインとする。

(4) 市庁舎前面特定地区

- ア 市庁舎やくすのき広場と調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格ある街並みを形成する。
- イ 大通り公園から横浜公園へとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間やくすのき広場などのゆとりある空間を創出する。
- ウ 市庁舎前面特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の機能の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。
- エ 中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- オ 関内駅南口では、関内地区の玄関口としての風格とくすのき広場につながる潤いとゆとりある街路空間を形成する。
- カ 屋外広告物は、市庁舎とくすのき広場及び横浜公園の景観と調和した落ち着いたものとし、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインとする。

(5) 北仲通り北準特定地区

- ア 港町の歴史を伝える歴史的建造物を保全活用し、それらと調和する新しい街並みを創出する。
- イ ゆとりある歩行者空間と魅力ある水際空間の形成と、賑わいのある街並みの創出を図る。
- ウ 建築物の高層部分は、周辺の環境に配慮し、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- エ 屋外広告物は、汽車道又は都市景観協議地区図6に示す大さん橋の「眺望の視点場」から見た景観と調和したものとする。

(6) 北仲通り南準特定地区

- ア ゆとりある歩行者空間や広場の創出により、関内地区と桜木町とのネットワークと賑わいのある街並みを形成する。
- イ 関内地区の歴史を伝える歴史的建造物に配慮した街並みを形成する。
- ウ 建築物の高層部分は、周辺の環境に配慮し、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- エ 屋外広告物は、汽車道又は都市景観協議地区図6に示す大さん橋の「眺望の視点場」から見た景観と調和したものとする。

(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区

- ア 開港の歴史を象徴した、象の鼻の波止場をシンボルとして、歴史を感じさせるゆとりある広場空間を形成する。
- イ 港からの品格のある眺望景観を形成する。
- ウ 屋外広告物は、都市景観協議地区図7に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点

場」から見た眺望に調和したものとする。

(8) 海岸通り準特定地区

- ア 特徴のある歴史的建造物が存する特性と港に接する立地を活かし、港町の雰囲気を感じられる街並み、空間を形成する。
- イ 港からの品格のある眺望景観を形成する。
- ウ 都市景観協議地区図4に示す「見通し景観形成街路」では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- エ 屋外広告物は、都市景観協議地区図7に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」から見た景観や海岸通り沿いの景観と調和したものとする。また、都市景観協議地区図4に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、見通し景観を阻害しない規模、位置、デザインとし、かつ、三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインとする。

(9) 関内中央準特定地区

- ア 馬車道周辺特定地区や日本大通り特定地区といった個性とは異なった独自の個性を育成し、特徴のある街並みを形成する。
- イ 横浜公園や日本大通り特定地区に面しては、これらの街並みに調和した落ち着いた街並みを形成する。
- ウ 港からの品格と魅力のある眺望景観を形成する。
- エ 都市景観協議地区図4に示す「見通し景観形成街路」では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- オ 屋外広告物は、秩序ある街路景観を形成するものとする。また、都市景観協議地区図4に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、見通し景観を阻害しない規模、位置、デザインとし、かつ、三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインとする。

(10) 吉浜町周辺準特定地区

- ア 山手の丘や堀川の対岸からの魅力と品格のある眺望景観を創出する。
- イ 屋外広告物は、秩序ある街並みを形成するものとする。

(11) 関内駅前準特定地区

- ア 商業機能による賑わいの創出と関内地区の玄関口としてのゆとりある空間を形成する。
- イ 中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。

(12) 関内西準特定地区

- ア 馬車道周辺特定地区や北仲通り北特定地区、北仲通り南特定地区と融和し、桜木町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出する。
- イ 大岡川や桜木町との関わりを強め、関内地区との結節点としての役割を担う地区として、空間を形成する。